# ※農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱

（参考様式第10-2号）

## （個人の場合）

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト（記載例）

|  |  |
| --- | --- |
| （農地中間管理機構から権利設定等を受ける者） | （確認者） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認可要件 （農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項） | 該当状況（注１） | 判断理由（注２） |
| 第２号イ | 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | ○ | ・賃借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。 |
| 第２号ロ | 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる | ○ | ・賃借権の設定を受ける者は、農作業を行う必要がある日数（○○日）について農作業に従事すると見込まれる。 |

（注１）「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」と記載する。

（注２）「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。なお、記載している内容はあくまで例示 であり、地域の実態を踏まえて記載すること。

## （農地所有適格法人の場合）

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト（記載例）

|  |  |
| --- | --- |
| （農地中間管理機構から権利設定等を受ける者） | （確認者） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認可要件 （農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項） | 該当状況（注１） | 判断理由（注２） |
| 第２号イ | 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | ○ | ・賃借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。 |

（注１）「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」と記載する。

（注２）「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。なお、記載している内容はあくまで例示 であり、地域の実態を踏まえて記載すること。

## （農地所有適格法人以外の法人の場合）

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト（記載例）

|  |  |
| --- | --- |
| （農地中間管理機構から権利設定等を受ける者） | （確認者） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認可要件 （農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項） | 該当状況（注１） | 判断理由（注２） |
| 第２号イ | 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる | ○ | ・賃借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。 |
| 第３号イ | 権利設定等を受ける者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる | ○ | ・賃借権の設定をする土地で○○○の栽培を行うためには、年○回の地域での話し合い活動への参加が必要であるが、賃借権の設定を受ける者はこれに参加するものと見込まれる。 |
| 第３号ロ | 権利設定等を受ける法人の業務執行役員等のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる | ○ | ・業務執行役員である○○が、賃借権の設定を受ける法人の行う耕作の事業に常時従事すると見込まれる。 |

（注１）「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」と記載する。

（注２）「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。なお、記載している内容はあくまで例示 であり、地域の実態を踏まえて記載すること。